

平成22年5月14日

各位

会社名 株式会社 平賀  
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈  
(JASDAQ・コード7863)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一  
電話03-3991-4541

## 定款の一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、「定款の変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成22年6月29日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の件

##### (1) 変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、会社の機関として会計監査人を新設し、所要の変更を行うものであります。

併せて、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、その責任を限定する契約を締結できる旨の規定として第27条第2項（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成22年6月29日（火曜日）
定款一部変更の効力発生日	平成22年6月29日（火曜日）

#### 2. 会計監査人の選任の件

##### (1) 会計監査人選任の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査を行っております「あずさ監査法人」を会計監査人として選任することが会計監査の効率を維持する観点から適切であると考え、同監査法人を選任する予定であります。

なお、本議案は上記1.「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案に関しましては監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補者の略歴等

名 称	あずさ監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 従たる事務所 札幌事務所 仙台事務所 北陸事務所 北関東事務所 東関東事務所 横浜事務所 名古屋事務所 京都事務所 大阪事務所 神戸事務所 広島事務所 福岡事務所
沿 革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立。 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月5日設立)と合併し、 名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月 あずさ監査法人(平成15年2月26日設立)と合併し、名 称をあずさ監査法人とする。
構成人員	[非常勤者を含めた総人員数] 公認会計士 2,136名 [2,192名] (代表社員267名、社員273名) 会計士補 176名 [178名] 新試験合格者 2,000名 [2,007名] その他職員 1,401名 [1,408名] 合 計 5,713名 [5,785名]
クライアント数	監査証明業務 3,501社 (金商法会社法 789、金商法 72、会社法 1,403、学校法人 67、労組 26、その 他の法定 386、その他の任意 758) その他の業務 1,408社
資 本 金	4,035,000,000円

(3) 就任予定年月日

平成22年6月29日(第55回定時株主総会開催予定日)

以 上

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線    は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
(機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新設)	(機関の設置) 第 4 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) <u>会計監査人</u>
<b>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除</b>	<b>第 6 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</b>
(損害賠償責任の一部免除) 第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。） <u>及び監査役（監査役であった者を含む。）</u> の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 (新設)	(損害賠償責任の一部免除) 第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）、 <u>監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であったものを含む。）</u> の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 (2) <u>当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>